社会福祉法人野栄福祉会

定　　款

千葉県匝瑳市川辺６１６６番地
社会福祉法人野栄福祉会

社　会　福　祉　法　人　野　栄　福　祉　会　定　款

第１章　　総　　則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）障害者支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

（ロ）障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業の経営

（ハ）児童福祉法に基づく障害児相談支援事業の経営

（二）児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人野栄福祉会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を千葉県匝瑳市川辺６１６６番地に置く。

２　前項のほか、従たる事務所を千葉県匝瑳市川辺７９７０番地２に置く。

第２章　　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は監事1名、事務局員1名、外部委員２名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（評議員の資格）
第７条　社会福祉法第４０条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）
第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第９条　評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　　評議員会

（構成）
第10条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）
第11条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）理事及び監事の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書、財産目録）の承認

（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分
（８）社会福祉充実計画の承認
（９）事業計画及び収支予算の承認
（10）臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
（11）公益事業に関する重要な事項
（12）解散
（13）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第12条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度３ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第13条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
３　評議員会の議長は、その都度評議員の互選で定める。

（決議）
第14条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２１条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員の議決があったものとみなす。

（議事録）
第15条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が議事録に記名押印する。

第４章　　役員及び職員

（役員の定数）
第16条　この法人には、次の役員を置く。
（１）理事　　６名
（２）監事　　２名
２　理事のうち１名を理事長とする。
３　理事長以外の理事のうち１名を業務執行理事とする。

（役員の選任）
第17条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）
第18条　社会福祉法第４４条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
２　社会福祉法第４４条第７項を遵守するとともに、この法人の監査には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）
第19条　理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第20条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第21条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
３　理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第22条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第23条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（顧問）
第24条　この法人に顧問を置くことができる。
２　顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
３　顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に応え又は意見を具申する。

（職員）
第25条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　　理事会

（構成）
第26条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第27条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）この法人の業務の執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長の選定及び解職
（招集）
第28条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第29条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について意義を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第30条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　　資産及び会計

（資産の区分）
第31条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他の財産の２種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）建物
１　千葉県匝瑳市川辺字目那６，１６６番地１０の１所在の建物
（３棟　２４６２．４９㎡）
のさか学園
イ　園舎（鉄筋コンクリート造陸屋根平家建）　１４４８．１６㎡
ロ　体育館（鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建）　一階　４００．１４㎡
二階　１４１．５７㎡
２　千葉県匝瑳市川辺字目那６，１６６番地１０の２所在の建物
作業訓練所（鉄骨造スレート葺二階建）　一階　４０６．１６㎡
二階　６６．４６㎡

３　千葉県匝瑳市川辺字目那７，９７０番地２所在の建物
（２棟　３２３６．４６㎡）
しおさいホーム
イ　園舎(鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき3階建)
１階　２６２１．３１㎡
２階　５３１．００㎡
３階　３４．６５㎡
ロ　機械室（鉄骨コンクリート造陸屋根平家建）　４９．５０㎡
ハ　作業棟（木造スレート葺平家建）　４９．１１㎡
ニ　車庫（木造スレート葺平家建）　１４９．０５㎡
ホ　倉庫（木造スレート葺平家建）　７４．５２㎡
ヘ　作業所（木造合金メッキ鋼板葺平家建）　２７４．９２㎡
４　千葉県匝瑳市新堀字砂間５２０番地６所在の建物
（１棟　８６．８７㎡）
グループホームつばさ
イ　居宅（木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺２階建）
一階　６０．３８㎡
二階　２６．４９㎡
５　千葉県匝瑳市新堀字砂間２２１５番地２所在の建物
（２棟　１７１．９４㎡）
グループホームのぞみ
イ　居宅（木造瓦葺２階建）
一階　７７．００㎡
二階　６０．１６㎡
ロ　車庫（軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建）
３４．７８㎡
６　千葉県山武市井之内字神里11番地２所在の建物
グループホームわかば
イ　居宅（木造かわらぶき２階建）
一階　５１．３２㎡
二階　４２．２３㎡
７　千葉県匝瑳市栢田字釜沼８５１１番地４所在の建物
グループホームひまわり
イ　居宅（木造スレートぶき２階建）
一階　７６．５９㎡
二階　５９．６２㎡
８　千葉県匝瑳市川辺字目那７９７７番地１所在の建物
のさか学園倉庫
イ　物置・車庫（木造スレート葺き平家建）　１７８．６２㎡

９　千葉県匝瑳市川辺字目那７９５５番地所在の建物
すてっぷ
イ　養護所（鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建　　５７６．００㎡
10　千葉県匝瑳市堀川字目那７５６２番地１所在の建物
（１棟　　１４５．７４㎡）
グループホームしおん
イ　グループホーム(木造スレートぶき２階建)
一階　　９０．２６㎡
二階　　５５．４８㎡
11　千葉県匝瑳市川辺字目那７９５４番地３所在の建物
どんぐりキッズ
イ　デイサービスセンター（木造合金メッキ鋼板ぶき平家建）
２１６．５４㎡
12　千葉県匝瑳市川辺字目那７９７７番地３所在の建物
のさか学園女性棟
イ　療護所（鉄筋造合金メッキ鋼板ぶき平家建）　６４１．３７㎡
ロ　療護所（木造合金メッキ鋼板ぶき平家建）　　４６．５８㎡

（２）土地
１　千葉県匝瑳市川辺字目那６，１６６番１０の土地
のさか学園敷地　　（１筆　４８４９．５６㎡）
２　千葉県匝瑳市川辺字目那７，９７０番２の土地
しおさいホーム敷地　　（１筆　７６３０．９９㎡）
３　千葉県匝瑳市新堀字砂間５２０番６の土地
グループホームつばさ敷地　　（１筆　１９３．８８㎡）
４　千葉県匝瑳市新堀字砂間５２０番１４の土地
グループホームつばさ敷地　　（１筆　７．４４㎡）
５　千葉県匝瑳市新堀字砂間２２１５番２の土地
グループホームのぞみ敷地　　（１筆　６６０．００㎡）
６　千葉県山武市井之内字神里11番２の土地
グループホームわかば敷地　　（１筆　１６５．４１㎡）
７　千葉県匝瑳市川辺字目那７９５５番の土地
すてっぷ敷地　　（１筆　２，５７８．００㎡）
８　千葉県匝瑳市川辺字目那７９５４番３の土地
どんぐりキッズ敷地　　（１筆　８１９．００㎡）
９　千葉県匝瑳市栢田字釜沼８５１１番４の土地
グループホームひまわり敷地　　（１筆　３３７．２０㎡）
10　千葉県匝瑳市川辺字目那７９７７番１の土地
のさか学園倉庫敷地　　（１筆　７３８．００㎡）

11　千葉県匝瑳市川辺字目那７９７２番９の土地
　　すてっぷ敷地　　（１筆　２１５．００㎡）
12　千葉県匝瑳市川辺字目那７９７７番３の土地
　　のさか学園女性棟敷地　　（１筆　２,０５５．００㎡）
13　千葉県匝瑳市栢田字下目奈３３９４番１の土地
　　クループホームしおん敷地　　（１筆　３４６．１３㎡）
14　千葉県匝瑳市栢田字下目奈３３９４番４の土地
　　クループホームしおん敷地　　（１筆　１０５．４７㎡）
15　千葉県匝瑳市堀川字目那７５６２番１の土地
　　クループホームしおん敷地　　（１筆　２４７．００㎡）
16　千葉県匝瑳市川辺字目那７９７６番５の土地
　　のさか学園敷地　　（１筆　４０．００㎡）
17　千葉県匝瑳市堀川字目那７５６１番２の土地
　　クループホームしおん敷地　　（１筆　２０４．００㎡）

３　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
４　基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）
第32条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。
（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第33条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）
第34条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の前日までに、理事長が作成し、理

事総数（現在数）の３分の２以上の同意を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第35条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の付属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所及び従たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第36条　この法人の会計年度は、毎年４月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第37条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第38条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第７章　　公益を目的とする事業

（種　別）

第39条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

（１）日中一時支援事業

２　前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数(現在数)の３分の２以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第８章　　解散

（解　散）

第40条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第41条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を経て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第９章　　定　款　の　変　更

（定款の変更）

第42条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第45条第2項に規定する厚生労働省令の定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

第１０章　　公告の方法その他

（公告の方法）

第42条　この法人の公告は、社会福祉法人野栄福祉会の掲示場に掲示するとともに、電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第43条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

（附　則）

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　新 海　　保
理　事　　畔蒜源之助
理　事　　伊 藤 孝 次
理　事　　伊 東 太 郎
理　事　　宇井野　誠
理　事　　宇都宮　直
理　事　　大木　保三
理　事　　小 川　　清
理　事　　小 川　　清
理　事　　椎 名　　彰
理　事　　杉 本 慶 次
理　事　　熱 田 広 司
理　事　　角 田　　信

（附則）　この定款は、昭和４３年７月１７日から施行する。
（附則）　この改正は、昭和４７年５月２９日から施行する。
（附則）　この改正は、昭和５８年１２月２６日から施行する。
（附則）　この改正は、昭和６１年１０月７日から施行する。
（附則）　この改正は、平成３年３月２０日から施行する。
（附則）　この改正は、平成３年４月３０日から施行する。
（附則）　この改正は、平成３年７月１８日から施行する。
（附則）　この改正は、平成４年５月２２日から施行する。
（附則）　この改正は、平成４年７月８日から施行する。
（附則）　この改正は、平成４年９月２８日から施行する。
（附則）　この改正は、平成５年１２月２２日から施行する。
（附則）　この改正は、平成６年１１月１日から施行する。
（附則）　この改正は、平成９年８月６日から施行する。
（附則）　この改正は、平成９年８月２５日から施行する。
（附則）　この改正は、平成１１年３月１１日から施行する。
（附則）　この改正は、平成１１年５月２１日から施行する。
（附則）　この改正は、平成１２年８月１５日から施行する。
（附則）　この改正は、平成１３年１０月３０日から施行する。
（附則）　この改正は、平成１４年１２月２０日から施行する。
（附則）　この改正は、平成１５年２月２０日から施行する。
（附則）　この改正は、平成１７年３月１４日から施行する。

（附則）　この改正は、平成１７年７月１１日から施行する。
（附則）　この改正は、平成１７年１０月１４日から施行する。
（附則）　この改正は、平成１８年７月１９日から施行する。
（附則）　この改正は、平成１８年９月２１日から施行する。
（附則）　この改正は、平成１９年５月１４日から施行する。
（附則）　この改正は、平成２１年６月３０日から施行する。
（附則）　この改正は、平成２１年１０月２１日から施行する。
（附則）　この改正は、平成２３年１月２１日から施行する。
（附則）　この改正は、平成２３年６月６日から施行する。
（附則）　この改正は、平成２５年４月１６日から施行する。
（附則）　この改正は、平成２５年６月１９日から施行する。
（附則）　この改正は、平成２５年７月３０日から施行する。
（附則）　この改正は、平成２６年６月１９日から施行する。
（附則）　この改正は、平成２７年５月８日から施行する。
（附則）　この改正は、平成２７年７月２７日から施行する。
（附則）　この改正は、平成２８年５月１３日から施行する。
（附則）　この改正は、平成２９年４月１日から施行する。
（附則）　この改正は、平成２９年７月２８日から施行する。
（附則）　この改正は、平成３０年７月２４日から施行する。
（附則）　この改正は、令和元年７月１２日から施行する。
（附則）　この改正は、令和３年５月１７日から施行する。
（附則）　この改正は、令和３年６月２５日から施行する。
（附則）　この改正は、令和４年７月１３日から施行する。